

5月1日(月)・2日(火) 市民課窓口の 業務が一部停止

電子証明書の発行・更新・暗証番号関連の手続き。
◎マイナンバーの申し込みは9月末まで
マイナンバー2弾の申し込みを次の通り受け付けします。

▽2月28日までにマイナンバーカードを申請し、条件を満たした人(既に同カードを持っていて第1弾を利用していない人含む)は最大5千円▽健康保険証利用登録をした人、公金受取口座を登録した人各7千500円
— 相当のポイントを付与。
申し込み期限は9月末まで。詳しくは、同ポイントホームページから確認を。

5月は窓口が混み合います。カードの受け取りはお早めに。
◎マイナンバー窓口休日開庁
休日にマイナンバーカードの申請・交付、マイナンバーの相談などができる窓口を次の通り開設します。

5月1日(月)・2日(火)は、国の公的個人認証システムの更新作業のため、市民課窓口の手続きが一部実施できません。
【実施できない業務】マイナンバーカードによる▽転入・転居関連▽氏名などの変更がある戸籍関連▽同カード交付関連▽



消費生活Q&A
成年年齢引き下げから1年
契約は慎重に!

成年年齢が引き下げられ、18歳から保護者の同意なくさまざまな契約ができるようになり1年が経ちました。4月は進学や就職で新しい生活環境となり、契約する機会が格段に増えます。若者に多いトラブル事例を紹介します。

エステティックサービス

★インターネット広告を見て店に行き、格安クーポンを利用し

ドの受け取り予約ができます。予約には、交付通知書に記載している製造管理番号(はがき右上)が必要です。

予約は受け取り希望日の4開庁日前までに▽予約サイト(下記)から読み取り可)からインターネット▽市民課



令和5年度

税制改正

令和5年度税制改正により、市税の制度が次の通り改正されました。

【軽自動車税の改正】▽環境性能割の税率区分の見直し取得時に課税される環境性能割について、現行の税率区分は12月31日まで据え置かれますが、6年1月と7年4月に税率区分の基準となる燃費基準の達成度が段階的に引き上げられます▽種別割のグリーン化特例(軽課)の延長・見直し取得年度の翌

2万円で購入。さらに高額サポートを勧められ50万円で契約したことがきっかけで知り合った人から「もうかる」と暗号資産投資を勧められ、貸金業者から借金をして100万円を投資した。スマートフォン画面には利益が出ているが出金できない。

★同級生に「配当が入る。さらに人に紹介したら10万円もらえる」と言われ暗号資産(仮想通貨)のマルチ取引を契約し30万円を払った。しかし配当が入らず紹介もできず、もつげ話

もつげ話

★友人から「コンサートチケットを購入するのに名前を貸してほしい。身分証明書の写真を撮らせて」と言われ軽い気持ちで応じたところ悪用されて、全く知らない業者から身に覚えのない20万円の請求書が届いた。

★副業ランキング1位のサイトから「スマホ1台。簡単にもうかる副業」というマニュアルを

マイナンバー担当に電話を。
* 岡市市民課マイナンバー担当 ☎784・8121。

市政見る聞く

パブコメを実施

市は、「市立伊丹病院経営強化プラン(案)」について、次

の通りパブリックコメントを実施します。
▽公表期間4月17日～5月16日▽公表場所市役所1階のまちづくり推進課、同3階の総務課(行政資料コーナー)、各支所・分室、くらしのプラザ、市民まちづくりプラザ、「ふらつと」人権センター、図書館「ことば蔵」、市立伊丹病院

内、地域医療体制整備推進班(各窓口の業務時間内)に閲覧可)、市ホームページ(※は患者以外の方の閲覧希望者は事前に市立伊丹病院(☎777・3773)に問い合わせを)▽応募資格市内在住・在勤・在学者、市内に事務所がある人、同案件に利害関係がある人。意見のある人は、住所(市外

の場合は勤務先が学校名も)、氏名、意見を書いて、公表期間に直接(各窓口の業務時間内)、各公表場所から郵送(必着)で〒664・8540 昆陽池1-100 伊丹市地域医療体制整備推進班(フアクス767・6950、市ホームページから電子申請可)へ。
▽岡市地域医療体制整備推進班 ☎767・1029。

世帯の自己負担額(年額)

所得区分	限度額
ア(901万円を超える)	212万円
イ(600万円を超え901万円以下)	141万円
ウ(210万円を超え600万円以下)	67万円
エ(※除く210万円以下)	60万円
※オ(住民税非課税世帯)	34万円

70歳以上

所得区分	限度額
Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
Ⅱ(同380万円以上)	141万円
Ⅰ(同145万円以上)	67万円
一般(同145万円未満など)	56万円
Ⅱ	31万円
Ⅰ	19万円

【対象】次の全てに該当する人▽①市国民健康保険か②後期高齢者医療保険に加入している▽給与収入がある▽令和2年1月1日～5年5月7日に新型コロナウイルス感染症に感染したか発熱などの症状があり、感染が疑われ、療養のため労務に服することができない。
【支給開始日】療養のために仕事を休んだ日から起算して3日を経過した後、仕事を休んだ日。
【支給額】直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の2/3×日数(上限あり)。
申請方法など詳しくは市ホームページで確認を。
〒664・8503 伊丹市役所①国民年金課(☎784・8040) ②後期医療福祉課(☎784・8041)へ。

【対象】次の全てに該当する人▽①市国民健康保険か②後期高齢者医療保険に加入している▽給与収入がある▽令和2年1月1日～5年5月7日に新型コロナウイルス感染症に感染したか発熱などの症状があり、感染が疑われ、療養のため労務に服することができない。
【支給開始日】療養のために仕事を休んだ日から起算して3日を経過した後、仕事を休んだ日。
【支給額】直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の2/3×日数(上限あり)。
申請方法など詳しくは市ホームページで確認を。
〒664・8503 伊丹市役所①国民年金課(☎784・8040) ②後期医療福祉課(☎784・8041)へ。

もしもの時に備えて応急手当を学ぼう!

心肺蘇生法(成人)と自動体外式除細動器(AED)の取り扱いを学びます。
【日時】4月24日(月)午前9時半
【会場】市消防局
【対象・定員】市内在住・在学・在勤の15人
☎電話で市消防局救急課☎783-0322へ。先着順。